

## 市第153号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する 条例の一部改正

### 1 提案理由

令和4年1月21日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第12号）」が公布され、令和4年4月1日に施行されます。

この改正に伴い、関係条例の一部を改正します。

### 2 改正の概要

福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上の方は、原則として障害者支援施設（18歳以上の障害者の入所施設）や地域に移行することとされていますが、移行が困難な場合、特例として福祉型障害児入所施設への継続的な入所を認めています。

この特例措置について、令和4年3月31日までとされているところを令和6年3月31日まで延長します。

### 3 改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第35号）

### 4 施行予定日

令和4年4月1日